



国民健康保険のお知らせ

●新年度の納税通知書をお送りします

令和3年度の納税通知書を7月10日付で郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間で、加入者の所得や資産などから計算され、7月から翌年2月まで8回にわけて納めていただきます。(保険税が年金から天引きされる方は、年金受給月に自動的に納付となります) 国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、納め忘れのないようお願いします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の緑色の保険証を破棄し、エンジ色の保険証をご使用ください。なお、窓口での保険証交付を希望される世帯については、次の問合せ先まで一度ご連絡ください。

●限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の申請を受け付けます

認定証を病院等の窓口で提示すると、世帯の町・道民税の課税状況に応じて、窓口負担が一定の金額にとどめられます。8月から1年間ご使用いただく認定証の申請を、7月1日から受け付けますので、ご希望の方は次の問合せ先まで一度ご連絡ください。

また、現在交付を受けている方も、お持ちの認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、引き続き8月以降もご使用いただく場合には、新たに申請が必要となります。

※原則、国民健康保険税をすべて納めていただいている世帯が申請対象です。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止について○

国民健康保険の脱退など郵送による届出が可能な場合もありますので、希望される方は次の問合せ先までご連絡ください。また、届出をお急ぎでない方につきましては、来庁時期をご検討していただきますようお願いいたします。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



国民年金からのお知らせ

●国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間(=年金を受け取るために必要な期間)を確保することができます。

●免除制度(全額免除・一部免除)

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること(追納)で年金額に反映させることができます。

●将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間 への算入	年金額への 反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部免除(※1)	○	○(※2)	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1:一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納めることが必要です。

※2:免除の承認を受けた期間および免除区分によって反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

●免除等の申請受付 令和3年度分(令和3年7月~令和4年6月分) 受付開始 7月1日(木)~

申請・問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120

小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236